



あんしん住宅瑕疵保険 契約内容のご案内

義務化保険



国土交通大臣指定
住宅瑕疵担保責任保険法人
株式会社 住宅あんしん保証

(住宅瑕疵担保履行法第19条第1号に基づく保険用)

ご契約の概要について～契約概要～

住宅取得者が取得された住宅には、建設業者または宅地建物取引業者等の住宅事業者が、住宅瑕疵担保責任を履行するための資力確保措置として弊社とご契約した住宅瑕疵担保責任保険「あんしん住宅瑕疵保険」が付保されています。

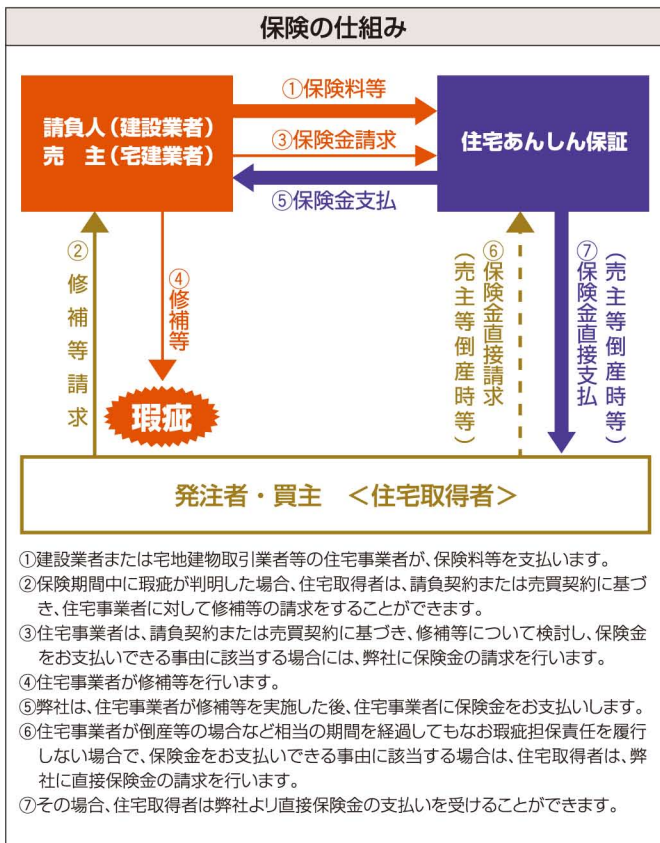
この「ご契約の概要について～契約概要～」は、弊社の住宅瑕疵担保責任保険契約「あんしん住宅瑕疵保険」の内容をご理解いただくために特に重要な事項をわかりやすく説明したものです。必ずご一読のうえ、内容をご確認いただき大切に保管くださいますようお願いいたします。なお、本書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては普通保険約款・特約条項等を十分ご覧いただくことをあわせてお願いいたします。ご不明な点については、取次店または弊社までお問い合わせください。

1. 商品の名称

住宅瑕疵担保責任保険 愛称：あんしん住宅瑕疵保険

2. 商品の仕組みについて

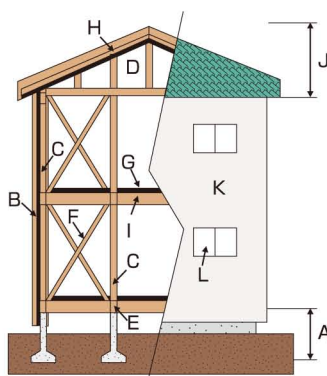
- 住宅瑕疵担保責任保険契約には、「普通保険約款・特約条項」が適用されます。普通保険約款では、保険金をお支払いする場合や保険金をお支払いできない場合（免責事由）など、保険契約の内容を規定しています。
- 住宅瑕疵担保責任保険は、この保険の対象となる住宅（以下「保険対象住宅」といいます。）について、住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下「住宅品質確保法」といいます。）および同法施行令で定める構造耐力上主要な部分または雨水の浸入を防止する部分（以下「基本構造部分」といいます。）の瑕疵（構造耐力または雨水の浸入に影響のないものを除きます。以下同様とします。）に起因して、保険対象住宅が基本構造部分の基本的な耐力性能もしくは防水性能を満たさない場合（以下「事故」といいます。）、被保険者である住宅事業者が、住宅取得者に対し瑕疵担保責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）を補償する保険です。補償内容の詳細につきましては「3.補償内容について」にてご確認ください。



保険の対象となる基本構造部分

住宅品質確保法および同法施行令で定められた柱、基礎等の構造耐力上主要な部分および外壁、屋根等の雨水の浸入を防止する部分の瑕疵が保険の対象となります。

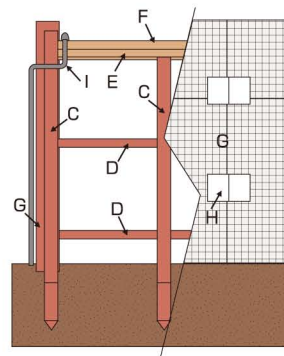
- 木造（在来軸組工法）の戸建住宅の例
2階建ての場合の骨組（小屋組、軸組、床組）等の構成



【構造耐力上主要な部分】	
基礎	A
壁	B
柱	C
小屋組	D
土台	E
斜材	F
床版	G
屋根版	H
横架材	I

【雨水の浸入を防止する部分】	
屋根	J
外壁	K
開口部	L

- 鉄筋コンクリート造（壁式工法）の共同住宅の例
2階建ての場合の骨組（壁、床組）等の構成



【構造耐力上主要な部分】	
基礎	A
基礎くい	B
壁	C
床版	D
屋根版	E

【雨水の浸入を防止する部分】	
屋根	F
外壁	G
開口部	H
排水管	I

生じた損害の場合には、住宅事業者が倒産等の場合など相当の期間を経過してもなお瑕疵担保責任を履行しない場合に限り、保険金支払いの対象となります。この場合の限度額は2,000万円となります。

●故意・重過失損害に対する保険金は「住宅購入者等救済基金」からのお支払いとなります。

▲お支払いする保険金の額が、「住宅購入者等救済基金」の残高を超える場合には、お支払いする保険金の額が削減されることがあります。

4.紛争処理に関する事項

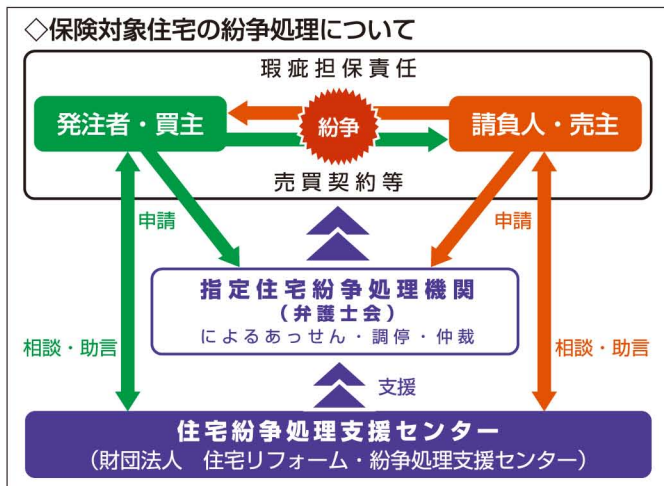
住宅事業者と住宅取得者との間の請負契約または売買契約に関する紛争について、専門の裁判外紛争処理機関である指定住宅紛争処理機関において、簡易・迅速に処理する仕組みが整備されています。

●住宅事業者と住宅取得者との間に請負契約または売買契約に関する紛争が生じた場合、紛争の当事者である双方または一方からの申請により、紛争のあっせん、調停および仲裁を指定住宅紛争処理機関に申し立てることができます。

●弊社は、上記の紛争処理において、指定住宅紛争処理機関から弊社に意見の照会があったときは、意見を提出します。

●弊社は、上記の紛争処理において、指定紛争処理機関が弊社の参加が必要と認められたときは、当事者として紛争処理に参加します。

●弊社は、上記の紛争処理において成立した調停等の結果を尊重します。ただし、弊社が紛争処理の当事者として調停等に参加した場合には、弊社は、特段の事情がない限り、提示された調停案を受け入れます。



5.保険協会審査会への審査の請求について

●保険対象住宅の事故に関する保険金支払いに関して弊社と紛争が生じた場合、一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会に設置される審査会(以下「保険協会審査会」といいます。)に審査を請求することができます。ただし、審査を請求するための条件がありますので、ご確認ください。

【審査を請求するための条件】

- ①弊社に事故通知をした日から原則2ヶ月を経過している必要があります。
- ②保険協会審査会への申請料は52,500円(消費税込)となります。
- ③住宅事業者の個人情報を含む情報を弊社から保険協会審査会へ提供させていただくことに同意していただく必要があります。

【この保険に関するお問い合わせ先】

○本冊子またはこの保険に関するお問い合わせ・相談等や、保険事故が発生した場合については、取次店または弊社までご連絡ください。

(株)住宅あんしん保証

【一般的なお問い合わせ・ご相談】

電話番号:03-3562-8122 (受付時間:月～金9:00～17:30)

【お客様相談室】

電話番号:03-6824-9095 (受付時間:月～金 9:00～17:30)

【事故の受付窓口】

平日 電話番号:03-3562-8121 (受付時間:月～金 9:00～17:30)

休日 電話番号:0120-988-572 (受付時間:土日・祝9:30～17:30)

○保険対象住宅について住宅事業者と住宅取得者との間で困りのことが起こった場合には、(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターにご相談いただくこともできます。

(この保険の具体的な内容等に関するお問い合わせは除きます。)

(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター

住まいるダイヤル 0570-016-100

PHS・一部のIP電話等からは、03-3556-5147

受付時間 10:00～17:00 (土、日、祝、休日を除く)

●弊社は、特段の理由がない限り、保険協会審査会の意見に従います。

【連絡先】

一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会審査会窓口(保険協会審査会に関する専用窓口)

電話:03-3580-0338 (受付時間:月～金9:00～17:00/土日・祝日、年末年始等は休み)

【ご注意いただく点】

※保険協会審査会に関する内容以外のご相談は、ここではお受けできません。

※保険協会ホームページ(<http://www.kashihoken.or.jp/>)の審査会に関する説明ページからメールフォームに必要事項を入力して問い合わせすることもできます。

6.共同企業体(ジョイントベンチャー)および分離発注方式の取扱い

JV参加事業者または受注事業者が倒産等の場合など相当の期間を経過してもなお瑕疵担保責任を履行しない場合の住宅取得者の保険金の直接請求に関する取扱いについては、別紙「JV、分離発注方式の取扱い」にてご確認ください。

7.住宅あんしん保証が破綻した時の取扱い

弊社の経営が破綻した等により保険法人の指定を取り消された場合には、弊社の保険等の業務はその全部を承継するものとして国土交通大臣が指定する保険法人に引き継がれます。

8.個人情報の取扱い

弊社は、皆様からお預かりした大事な個人情報を以下のとおり取り扱います。

(1)個人情報の利用目的

弊社は、個人情報を次の目的のために利用します。これらの目的のほかに利用することはありません。

- ①保険契約の引受の審査および履行(保険金のお支払い)、契約の維持管理
- ②本保険契約以外の保険・保証契約・金融制度等の商品・サービス(関連会社・提携会社を取り扱う商品・サービスを含む。)のご案内・ご提供や引受の審査およびこれらの業務の履行、契約の維持管理

(2)個人情報の提供

弊社は、次の場合を除いて、個人情報を第三者に提供することはありません。

- ①あらかじめ、ご本人が同意されている場合
- ②個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内において、業務委託先(取次店、検査機関を含む)、住宅瑕疵担保責任保険協会、再保険引受先(損害保険会社等)等の第三者に提供する場合

(3)弊社の個人情報の取扱い

弊社の個人情報の取扱いに関する詳細については、弊社ホームページ(<http://www.j-anshin.co.jp/>)をご覧ください。

9.保険証券・保険契約付保証書は大切に保管を

●保険契約締結後に住宅事業者宛に保険証券を、また住宅事業者を通じて住宅取得者に対して、保険契約付保証書をお渡しします。保険証券および保険契約付保証書は、保険契約の内容を記載したものです。必ず、内容をご確認のうえ大切に保管してください。

●保険契約付保証書の内容に変更等が生じた場合には、速やかに住宅事業者にお知らせください。住宅事業者が倒産等の事由により連絡が取れない場合には、取次店または弊社までお知らせください。



取次店(お問い合わせ先) :